



# APO\_社労士通信

## 社会保険・労働保険 ～春の法改正～

### 1. 介護保険料率改正 1.19%へ（協会けんぽ）

協会けんぽの介護保険料率が平成21年3月分（4月30日納期限分）から、従来の1.13%から1.19%へ改正されました。これにより、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方の健康保険料率は、医療に係る保険料率の8.2%とあわせ、9.39%に上昇しています。各健康保険組合でも保険料率の変更が多く見られる時期ですので、確認してみましょう。

### 2. 労災保険料率・労働保険申告納付時期が変わりました

#### ■ 労災保険料率の変更

平成21年4月1日から労災保険料率が改正されました。新保険料は平成21年度の概算保険料の申告から適用されます。ただし平成20年度の確定保険料は旧料率のままです。今年の申告の際には適用料率の違いに注意が必要です。

例：	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1000分の5 ⇒ 1000分の4
その他の事業	金融業、保険業又は不動産業	1000分の4.5 ⇒ 1000分の3
	その他の各種事業	1000分の4.5 ⇒ 1000分の3

#### ■ 申告・納付時期の変更

昨年までは4月1日から5月20日の間に行っていた申告・納付期限が、6月1日から7月10日の間へと変更になりました。これに伴い、分割して納付する場合の期限も以下の通り変更になっています。

第1期	第2期	第3期
平成21年7月10日（金）	平成21年11月2日（月）	平成22年2月1日（月）

#### ■ 第3種特別加入保険料率の変更（海外派遣者）

1000分の5から1000分の4へ変更になりました。

### 3. 雇用保険法の一部改正（平成21年3月31日施行）\*印は3年間の暫定措置

#### ■ 雇用保険料率の引下げ

- 失業等給付にかかる雇用保険料率を、平成21年度に限り引き下げ。

一般の事業(H21/4/1から)	労働者：0.6%⇒0.4%	使用者：0.9%⇒0.7%
------------------	---------------	---------------

#### ■ 労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者に対して、セーフティネットの強化

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間12ヶ月⇒6ヶ月（解雇等の離職者と同様の取扱）
- 給付日数を解雇等による離職者並に充実\*
- 適用範囲の拡大：適用基準である1年以上雇用見込みを6ヶ月以上雇用見込みに緩和

#### ■ 再就職が困難な場合の支援の強化

- 解雇等による離職者について、年齢・地域等を踏まえ、特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長\*

#### ■ 安定した再就職へのインセンティブ強化

- 早期再就職に支給される再就職手当の支給要件緩和・給付率の引上げ（給付率：30%⇒40%または50%）\*

#### ■ 育児休業給付の見直し（平成22年4月施行）

- 育児休業基本給付金と職場復帰給付金を統合し、全額を休業期間中に支給。



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第13回 賃金とは

労働基準法では「賃金」とは、「名称の如何を問わず労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのもの」と定義されています。この「労働の対償」という表現は極めて抽象的ですが、使用従属関係のもとで行なう労働に対して支払うものと考えられ、①任意的、恩恵的でないこと、②福利厚生施設でないこと、③企業設備の一環でないこと、の3つの基準をとると満たすことが必要です。それでは、判例や通達等を踏まえて下記にいくつか具体例を示します。

- 慶弔見舞金…任意に支払う場合は賃金ではない。ただし、就業規則等で予め支給条件が明確に定められていると賃金
- 財形奨励金、生命保険料補助金…福利厚生のために使用者が負担するものなので原則として賃金ではない
- 退職金…就業規則等で支給条件が予め明確に定められ、支給が使用者の義務とされていれば賃金（臨時の賃金等に該当）
- ストックオプション…利益が発生する時期や額が労働者の判断に委ねられているので賃金ではない
- 出張旅費…通常実費弁償としてとらえられ、本来使用者が支払うべきものなので原則として賃金ではない
- 所得税手当・社会保険手当…法律上当然に労働者が負担すべきものを使用者が代わって負担するので賃金

実際には個々の賃金を上記①～③の基準に照らして判断することになりますが、賃金の範囲についての解釈は今後の社会経済状態に応じて若干変動があることもありえます。社宅の貸与や食事の供与等の現物給与の取り扱いも含め、現状の給与や諸手当等が賃金に該当するかどうかを適宜チェックしていくことも必要です。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>